

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度横浜町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 30,000千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 556,579千円

(単位:千円)

事業区分名	平成29年度 当初予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	280,959	28,852	252,107	139,131		31,011	81,965	4,418
	老人費	279,867	160	279,707	27,899	500	11,629	239,679	12,919
	児童措置費	246,837	19,422	227,415	128,625		16,292	82,498	4,447
保健衛生	保健衛生費	194,538	28,111	166,427	13,191		799	152,437	8,216
合計		1,002,201	76,545	925,656	308,846	500	59,731	556,579	30,000

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分